

令和2年度

医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業 間接補助事業者（医療機関）の選定に関する公募要領

厚生労働省の令和2年度「医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業（以下、「本事業」という。）」につきましては、このたび、一般財団法人日本医療教育財団が事業実施団体として受託いたしました。

本事業の一環として、医療通訳者および外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置や多言語対応を可能とする体制および外国人患者が医療機関を受診した際の一連の手続きをサポートできる体制の構築、支援を行う間接補助事業（以下、「医療通訳配置等間接補助事業」という。）を実施する間接補助事業者（医療機関）を選定するために、以下の要領で公募を行います。

1 医療通訳配置等間接補助事業の背景

厚生労働省は、訪日・在留外国人患者が安心・安全に日本の医療機関を受診できるよう、医療通訳者の配置等に関する支援を通じて、医療機関の整備を行っております。

政府の健康・医療戦略推進本部の下に設置された「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」においては、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（平成30年6月14日）が取りまとめられ、現在、関係府省庁が連携して取組みを進めております。

また、在留外国人の対応に関しては、平成31年4月からの新たな外国人材の受入れ制度の開始に伴い、在留外国人が日本各地において医療を受けることが予想されるため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月：外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）に基づき、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進めることとしております。

このような状況を背景に、患者の利便性を高め、医療機関等および行政のサービス向上を図ることを目的として、厚生労働省と観光庁が連携して一元化した「外国人患者を受け入れる医療機関の情報をとりまとめたリスト」が、令和元年7月に公表されました（最終更新は令和2年8月12日）。

今後も、日本の医療機関を受診する外国人患者が増加すると思われる中、外国人患者が円滑に医療機関を受診するにあたり、医療機関だけではなく、地方自治体、観光事業者・宿泊事業者等が連携して、地域全体として、外国人患者の受入体制を構築する必要があります。

2 医療通訳配置等間接補助事業の目的

本事業では、外国人患者が安心して日本の医療機関を受診できるよう、また、医療機関が安心して外国人患者に医療を提供できるよう、『「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて」（平成31年3月発信）に基づき選出された医療機関』（以下、「拠点的な医療機関」という。）の機能を強化するため、医療通訳者・外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置による多言語対応を可能とする体制

および外国人患者が医療機関を受診した際の一連の手続きをサポートできる体制の構築、支援等を行います。

3 医療通訳配置等間接補助事業の事業内容

○医療通訳配置等間接補助事業の事業内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 医療通訳者の配置(2) 外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置(3) 拠点的な医療機関としての取組み(4) 効果測定データ等の収集 |
|--|

(1) 医療通訳者の配置

医療通訳配置等間接補助事業を実施する医療機関（以下、「間接補助事業者」という。）は、以下の基準にて、一定のレベルを有する医療通訳者を配置します。

医療通訳者の配置状況（個人ごとの詳細）は、様式2 [医療通訳者配置状況]で申請することとします。

※本事業における「医療通訳者」の定義については、別紙1を参照してください。

①体制

- ・医療機関の直接雇用で1名以上を配置すること。（複数名の配置が望ましい）

※医療通訳者と外国人患者受入れ医療コーディネーターの兼務は可とするが、医療通訳者と外国人患者受入れ医療コーディネーターを合わせて、2名以上の体制を必須とする。

※専従・兼務は問わないが、兼務の場合は、医療通訳者に係る業務とその他の担当業務の内容および配分が明確であり、従事割合において示すことができること。

②対応言語

- ・様式5 [基本情報確認票]に記載されている外国人患者数・対応言語等の実績に基づき、間接補助事業者の現状や間接補助事業者が所在する地域の実情に即して必要と判断される言語で対応できること。（日本語を除く）

③配置人材の適正性

- ・医療通訳に関連する業務経験、学習経験、もしくは医療通訳業務に資する資格のいずれかを有していること。（医療通訳者として配置されることの適正性が証明できる内容であること）

(2) 外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置

間接補助事業者は、以下の基準にて、一定のレベルを有する外国人患者受入れ医療コーディネーターを配置します。

外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置状況（個人ごとの詳細）は、様式3 [外国人患者受入れ医療コーディネーター配置状況]で申請することとします。

※本事業における「外国人患者受入れ医療コーディネーター」の定義については、別紙

2を参照してください。

①体制

- ・医療機関の直接雇用で1名以上を配置すること。
※専従・兼務は問わないが、兼務の場合は、外国人患者受入れ医療コーディネーターに係る業務とその他の担当業務の内容および配分が明確であり、従事割合において示すことができること。

②対応言語

- ・日本語以外の外国語の言語力については必ずしも求めない。
※間接補助事業者において必要と判断される言語の言語力（院内案内ができる程度）があれば、より望ましい。

③配置人材の適正性

- ・外国人患者受入れ医療コーディネーターに関連する業務経験、学習経験（外国人患者受入れ医療コーディネーター研修）、もしくは外国人患者受入れ医療コーディネーター業務に資する資格（語学の資格等）のいずれかを有していること。（外国人患者受入れ医療コーディネーターとして配置されることの適正性が証明できる内容であること）

(3) 拠点的な医療機関としての取組み

間接補助事業者は、拠点的な医療機関としての機能を強化するための取組みを実施します。実施にあたっては、様式5 [基本情報確認票] および 様式8 [外国人患者受入れ体制整備に関するセルフチェックシート] の申請内容に基づき、間接補助事業者の外国人患者受入れに関する院内体制整備の状況に応じた取組みを行うこととします。

また、本事業事務局は、間接補助事業者の取組みに係る支援を行います。

[拠点的な医療機関としての取組みについて]

外国人患者受入れに関する地域の拠点的な医療機関として、外国人患者受入れに関して周辺医療機関等をサポートする機能（以下、「拠点医療機関機能」という。）を推進する取組みを行うことにより、周辺医療機関等との連携体制の強化や、地域全体での外国人患者受入れ体制の向上を図ります。

< 拠点医療機関機能の推進に係る取組み（例） >

※以下に掲げる項目は、想定される取組みの例です。

- i. 周辺医療機関等における外国人患者受入れ対応に関するサポート活動
 - a. 周辺医療機関等から外国人患者受入れに関する問合せ・相談があった際の回答・助言
 - b. 周辺医療機関等において外国人患者受入れが困難な場合の受入れ対応
 - c. 周辺医療機関等から外国人患者対応のための医療通訳の提供依頼があった際の対応（電話による通訳対応、他院に赴いての通訳対応、通訳手段に関する情報提供）

- ii. 周辺医療機関等の外国人患者受入れ体制向上のための支援・啓蒙活動
 - a. 周辺医療機関等を対象とした院内見学会の実施、セミナー・勉強会等の開催
 - b. 周辺医療機関等に対する外国人患者受入れ体制の整備に関する情報提供・助言（体制整備の進め方、整備方法に関する情報提供・助言 等）
 - c. 地域における外国人患者受入れ体制の向上等に資するための要請に応じた取組み（医療通訳養成のための現場実務実習における実習生の受入れ 等）

※「拠点的な医療機関としての取組み」の実実施計画については、様式7 [拠点的な医療機関としての取組みに係る実施計画書]に記載してください。

なお、様式5 [基本情報確認票] および 様式8 [外国人患者受入れ体制整備に関するセルフチェックシート]において、体制整備が未着手もしくは整備途上にあると本事業事務局が認める場合は、「拠点医療機関機能の推進に係る取組み」を行うにあたり、並行して外国人患者が安心して医療を受けるために必要となる院内の「体制整備に係る取組み」を進めていきます。

<体制整備に係る取組み>

院内体制の整備にあたっては、拠点的な医療機関として求められる範囲における、本事業としての体制整備の基準（様式8 [外国人患者受入れ体制整備に関するセルフチェックシート]に該当する整備項目）に基づき、整備を行います。

[事務局による支援について]

本事業事務局は、各間接補助事業者の「拠点的な医療機関としての取組み」に係る支援を行います。

<事務局による支援の内容（予定）>

- i. 拠点医療機関機能の推進に係る取組みの支援
各間接補助事業者の実施状況の確認を行ったうえで、取組みの推進にあたっての助言や他医療機関の事例等に関する情報提供等を行います。
- ii. 体制整備に係る取組みの支援
各間接補助事業者の体制整備に係る取組みに関しての支援を行います。
支援の内容（予定）は、以下のとおりです。

[体制整備に係る取組みの支援の内容（予定）]

- ・体制整備に関する相談窓口（ヘルプデスク）の設置
（Eメール、電話等による相談対応、助言、情報提供等）
 - ・医療機関への訪問、もしくはWeb会議システム等での遠隔による体制整備の状況確認・助言等
- ※その他、支援の内容の追加や変更がある場合は、各間接補助事業者へ適宜案内します。

(4) 効果測定データ等の収集

間接補助事業者は、拠点的な医療機関としての機能強化（外国人患者受入れ体制の向上のために活用すること等）を目的として、外国人患者受入れに関する基礎データや、医療通訳者・外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置等に関する好事例、課題のあった事例とその対応策等（以下、「効果測定データ」という。）の収集を行います。

＜効果測定データの種類（予定）＞

- i. 外国人患者の受入れに関する基礎データ（月次の対応件数等）
- ii. 医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター有効活用事例（好事例、課題のあった事例とその対応策等）
- iii. 拠点医療機関機能（周辺医療機関等のサポート）の取組みに関する事例（実施概要、実施の反響や課題等）

＜効果測定データの記録、収集＞

所定のフォームにて対応実績の記録、収集を行います。

※収集した効果測定データは、必要に応じて公開する可能性があります。

4 間接補助事業者となるための応募条件

以下の全てを満たすことを、間接補助事業者となるための応募条件とします。

- (1) 「拠点的な医療機関」に選定されていること
- (2) 院内に「医療通訳者」および「外国人患者受入れ医療コーディネーター」を配置すること
- (3) 拠点的な医療機関としての取組みを行うことができること
- (4) 効果測定データ等の収集を行うことができること

(1) 「拠点的な医療機関」に選定されていること

「拠点的な医療機関」に選定された医療機関（カテゴリー1：外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関、カテゴリー2：診療所・歯科診療所も含む外国人患者を受入れ可能な医療機関）が本事業の応募対象となります。

(2) 院内に「医療通訳者」および「外国人患者受入れ医療コーディネーター」を配置すること

前掲〔3. 医療通訳配置等間接補助事業の事業内容〕の「(1) 医療通訳者の配置」および「(2) 外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置」に該当する配置人員体制の基準について、本事業への応募日時点で満たしていること、もしくは、本事業への応募日以降の事業期間内に新規雇用等で満たすこととします。

(3) 拠点的な医療機関としての取組みを行うことができること

前掲〔3. 医療通訳配置等間接補助事業の事業内容〕の「(3) 拠点的な医療機関とし

ての取組み」の内容について、取組みを適切に実施することができる能力、組織体制を有することとします。

(4) 効果測定データ等の収集を行うことができること

前掲 [3. 医療通訳配置等間接補助事業の事業内容] の「(4) 効果測定データ等の収集」の内容について、データ等を遅滞なく収集する能力・組織体制を有することとします。

5 補助金の対象となる費用

間接補助事業者に配置された医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーターの person 費（事業期間内の職員基本給、職員諸手当、社会保険料）

※同一期間において、同一項目が他事業補助金等の交付を受けている場合は申請費用の対象外となります。

6 補助金額

前掲 [5. 補助金の対象となる費用] に要する金額の 1 / 2

- ・ 1 医療機関当たりの上限額 : 4,372 千円
- ・ ただし、これまでに本事業による補助の実績が 1 回以上ある医療機関については、1 医療機関当たりの上限額が、2,186 千円となります。

※本事業への応募時点での応募医療機関の補助金対象予定額をもとに、各医療機関の上限額が定められます。

※補助金対象予定額は、様式 4 [医療通訳者・外国人患者受入れ医療コーディネーター 補助金申請額一覧 (概算)] に入力してください。

7 医療通訳配置等間接補助事業の事業実施期間

採択日（内示日）から 2021 年（令和 3 年）3 月 31 日とします。

8 間接補助事業者の採択件数（予定）

10 件～20 件程度

※応募医療機関の補助金対象予定額により、採択件数は変動します。

9 本事業への応募に必要な申請書類

下記の URL より、申請書類をダウンロードし、必要事項を記入してください。

【URL】 <https://www.jme.or.jp/recruitment/index.html>

ア. 本事業における補助金の支給に関する申請書類

【1】 <様式 1> [公募申請書]

【2】<様式2> [医療通訳者配置状況]

※前掲 [3. 医療通訳配置等間接補助事業の事業内容] の「(1) 医療通訳者の配置」に定める基準に沿っていることが明確であること。

【3】<様式3> [外国人患者受入れ医療コーディネーター配置状況]

※前掲 [3. 医療通訳配置等間接補助事業の事業内容] の「(2) 外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置」に定める基準に沿っていることが明確であること。

【4】<様式4> [医療通訳者・外国人患者受入れ医療コーディネーター補助金申請額一覧(概算)]

※補助金の申請対象者か否かに関わらず、院内に配置している全ての医療通訳者・外国人患者受入れ医療コーディネーターを記載すること。

※補助金申請対象者の補助金対象予定額を入力すること。

イ. 間接補助事業者の院内体制に関する書類

【5】<様式5> [基本情報確認票]

- a) 医療機関基本情報 (診療科、入院看護体制等)
- b) 外国人患者数および職員数
- c) 外国人患者への対応状況
- d) 周辺医療機関 (連携医療機関等) の状況

【6】<様式6> [組織体制図]

※形式は問わないが、医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置状況を明記すること。

ウ. 本事業の実施計画に関する書類

【7】<様式7> [拠点的な医療機関としての取組みに係る実施計画書]

※形式は問わないが、拠点医療機関の推進に係る取組みについて、本事業における実施計画を具体的に記載すること。

エ. 体制整備に関する書類

【8】<様式8> [外国人患者受入れ体制整備に関するセルフチェックシート]

*本チェックシートは、「外国人患者受入れ医療機関認証制度 (JMI P)」の評価項目をベースとして基準が設定されています。

10 間接補助事業者の審査・選定

(1) 審査・選定の方法

間接補助事業者の採択については、本事業事務局において、申請書類等に基づき応募条件に該当する旨を確認した後、本事業の第三者機関として設置された検討委員会において検討を行い、間接補助事業者としての業務を担えると認められる医療機関を選定します。

間接補助事業者の審査・選定は非公開で行い、その経緯は通知しません。また、問い合わせにも応じられません。

(2) 審査・選定の手順

審査・選定は、以下の手順により実施します。

①書類確認

申請書類に基づき、応募条件への適合性について確認します。必要に応じて、応募団体へのヒアリング等を行う場合があります。

②間接補助事業者の選定

本事業の第三者機関として設置された検討委員会において、次項 [11. 選考の方針] に掲げる内容を勘案し総合的に判断のうえ、間接補助事業者を選定します。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、速やかに全ての応募医療機関に対して通知します。

11 選考の方針

(1) 医療通訳者および外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置体制に関して、以下の項目に該当する応募医療機関について、より重点的に評価します

- ①これまでに本事業の補助を活用した実績がない医療機関
- ②本事業の応募に合わせて、もしくは、本事業の応募日以降の事業期間内に、本事業の補助を活用して、新規雇用等（他部署等からの異動を含む）により配置人員体制の整備もしくは拡充を行う医療機関

(2) 全ての応募医療機関について、以下の要素や地理的条件等を総合的に考慮し、評価します

- ①本事業への申請にあたって、外国人患者の受入れ方針や今後の展望が事業目的に合致しているか。
- ②本事業を遂行するために必要な根拠（配置人員体制、経験等）が示されているか。
- ③事業を遂行するために十分な管理能力があるか。
- ④事業によって得られると期待される効果に見合う人員配置や申請金額となっているか。
- ⑤本事業の事業内容についての実効性のある計画が策定されているか。（拠点的な医療機関としての取組みに係る実施計画）
- ⑥事業を安定的かつ効果的に運用するための実績や強みがあるか。（同種事業の実績、ノウハウ等）

12 本事業への応募方法等について

(1) 申請書類の作成

前掲 [9. 本事業への応募に必要な申請書類] の【1】～【8】を準備してください。

※申請書類の記入漏れや必要書類の不足がないようご注意ください。

(2) 提出方法

申請書類一式（申請書類【1】～【8】）8部を以下の提出期間内に郵送にて提出してください。あわせて、申請書類一式の電子データを下記のEメールアドレス宛に提出してください。

※郵送およびEメールによる提出の両方が必要です。

※郵送での提出分は、簡易書留郵便等、配達記録がわかるものを利用してください。

(3) 提出期間

2020年（令和2年）9月1日（火）～9月24日（木）必着

※Eメールでの提出分は、9月24日（木）17時までとします。

(4) 提出先・問合せ先

〒101-0064 東京都千代田区神田猿樂町2-2-10

一般財団法人 日本医療教育財団 事務局（担当：佐藤、三河）

【TEL】03-3294-1744

【E-Mail】jigyoe@jme.or.jp

13 補助金の支給までのスケジュール

- 間接補助事業者の募集・・・2020年（令和2年）9月1日～9月24日
- 間接補助事業者の選定（予定）・・・2020年（令和2年）10月上旬
- 補助金支給対象期間（予定）・・・採択日（内示日）～2021年（令和3年）3月31日
- 補助金支給時期（予定）・・・2021年（令和3年）3月下旬

*個人情報の取得について

- ・本事業への応募に関する個人情報は、日本医療教育財団と厚生労働省のみで利用いたします。
- ・本事業への応募に関する個人情報は、「令和2年度 医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業」の運營業務等の遂行のみに利用し、それ以外の目的に利用することはありません。
- ・日本医療教育財団では、下記の「個人情報保護方針」に則して個人情報を管理しています。

個人情報保護方針：<https://www.jme.or.jp/privacy.html>

以上

1. 医療通訳者（本事業における定義）

日本語が母国語でない、もしくは日本語でのコミュニケーションに制限がある患者等に対して、日本語での医療を安全かつ安心して提供するために、通訳技術と医学知識を用いて相互理解を支援する者。

<配置人材の能力>

- a) 言語力
 - ・日本語、医療機関の現状や医療機関が所在する地域の実情に即して必要と判断される対応言語について外国人患者対応に必要な言語力
- b) 通訳技術
 - ・リスニング力
 - ・理解力
 - ・伝達力
 - ・状況判断力
 - ・コミュニケーション能力（現場調整力、異文化コミュニケーション能力等）
- c) 外国人患者対応に必要な医療知識
 - ・基礎的な医療用語
 - ・身体の仕組みとその機能
 - ・疾患、検査、治療、薬剤等に関する基礎知識
 - ・保健衛生に関する知識
 - ・医療機関における受診の流れ
 - ・医療従事者の役割と心理
 - ・患者の心理
- d) 医療通訳に関する職業倫理
 - ・基本的な人権の尊重
 - ・守秘義務
 - ・プライバシーの尊重
 - ・中立性、客観性
 - ・専門性の維持、向上
 - ・利用者との私的な関係の回避

<業務内容>

- a) 間接補助事業者での外国人患者に対する医療通訳業務
- b) その他付随業務

2. 外国人患者受入れ医療コーディネーター（本事業における定義）

外国人患者が医療機関を訪れた際、当該医療機関内における一連の手続きをサポートし、必要に応じて他の医療機関を紹介する等、円滑な医療提供体制を支える潤滑油的な役割を担う者。

<配置人材の能力>

a) 言語力

- ・日本語以外の外国語の言語力については必ずしも求めない。

※間接補助事業者において必要と判断される言語の言語力（院内案内ができる程度）があれば、より望ましい。

b) 外国人患者対応に必要な医療知識

- ・医療機関の事務に関する知識（受付・会計業務、地域医療連携等）
- ・医療機関における各職種・各部門の役割と連携に関する知識
- ・医療安全管理に関する知識
- ・患者の心理

c) 外国人患者支援に関する知識

- ・外国人患者の生活背景
- ・外国人患者の出身国・地域の文化・宗教
- ・外国人患者の出身国・地域の医療
- ・外国人に関する支援機関・団体等についての知識

d) 医療福祉制度に関する知識

- ・各種医療保険、社会福祉制度等

e) コミュニケーション能力

f) マネジメント能力

<業務内容>

a) 院内における医療通訳の手配

b) 自院内での外国人患者受入れに関する各種対応

c) 外国人患者受入れに関する院内各部署間の調整・連携強化

d) 外国人患者の受入れに関する個別ケースごとの地域連携のサポート

e) 地域全体の外国人患者受入れ体制の向上に資するサポート

f) その他付随業務